

手数料に関する事項

第1条（手数料）

求職者から徴収する手数料はありません。求人者から徴収する手数料は以下「手数料表」のとおりとする。

第2条（返戻金）

当店の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で返戻する制度があります。

- 入社後1ヶ月以内に離職の場合は80%以内の金額
- 入社後3ヶ月以内に離職の場合は50%以内の金額
- 入社後6ヶ月以内に離職の場合は30%以内の金額

【手数料表】

【サービスの種類及び内容】

【手数料の額及び負担者】

求人受理後・求人者に求職者を紹介するサービス

成功報酬

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の35%

手数料負担者は 求人者 とします。

求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言